

○新潟県中東福祉事務組合職員の定年等に関する条例

昭和59年9月22日組合条例第1号

改正

平成18年1月1日組合条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 五泉市職員の定年等に関する条例（平成18年五泉市条例第27号）の規定をこの組合の規定として準用して適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年1月1日組合条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。